

# JUトレード ペナルティー裁定基準

2020.9.1

	発生事由	JUオークション	提携会場
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、会場により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。) ペナルティー5万円+各会場の出品・成約料+JUC落札料 即落札によるキャンセルについては、会場規約に準じるものとする。	オークション当日(ただし、会場により受付時間が異なる。) 提携会場のペナルティー+各会場の出品・成約料+JUC落札料
②	出品店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、会場により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。) 落札店に支払・・・10万円 オークション当日以降 落札店に支払・・・10万円+会場が認める諸経費(販売遺失利益は含まない) 即落札によるキャンセルについては、会場規約に準じるものとする。	提携会場の規約・規定に従う。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札者は車検満了日の前月から請求することができる。(必ずJUCを介して申し出すること) 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降1日経過毎に2千円を加算する(主催商組の休業日は除く)。ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。	提携会場の規約・規定に従う。
④	自動車税が未納で車検が受けられない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算(主催商組の休業日は除く)	提携会場の規約・規定に従う。
⑤	書類遅延によるペナルティー規定	開催日を含め14日間を経過しても会場に書類を提出しない場合 落札店に支払・・・1万円 以降1日経過毎に2千円を加算(主催商組の休業日は除く)	提携会場の規約・規定に従う。
⑥	書類遅延によるキャンセル規定	オークション開催日を含め21日を経過しても会場に書類を提出しない場合、落札店のキャンセル申立を認める。 落札店に支払・・・10万円+上記⑤の書類遅延ペナルティー+会場が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)	提携会場の規約・規定に従う。
⑦	名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合	オークション開催日の翌月末日、登録書類の有効期限内、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合 名義変更期限より 1～7日遅延:ペナルティー1万円 8～14日遅延:ペナルティー2万円 15～21日遅延:ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算	提携会場の規約・規定に従う。
⑧	移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)をJUCに提出しない場合	移転登録または抹消登録が完了した日の翌月3日までに完了証明(名変コピー等)をJUCに提出しない場合 ペナルティー1万円 ただし、登録車の抹消については抹消日から3日以内に通知がなく、会場からペナルティーが科された場合は会員負担とする。	提携会場の規約・規定に従う。
⑨	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円	提携会場の規約・規定に従う。
⑩	落札日から5日を経過しても落札代金を決済しない場合	JUトレードの利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数 × 2千円のペナルティー なお、JUCは、落札代金決済の遅延が重なる者について、JUトレード会員登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。	

# JUトレード ペナルティー裁定基準

2020.9.1

	発生事由	JUオークション	提携会場
⑪	譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合。	下記金額にて差替え依頼ができる。(必ずJUCを介して申出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状…2万円 譲渡証…2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)…2万円 記入申請書…2万円 ただし、譲渡書、委任状の旧所有者(譲渡人・委任者)が記入すべき欄を落札店が書き損じてしまった場合は、上記差し替えペナルティーの対象外とする。	提携会場の規約・規定に従う。
⑫	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合(出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。	提携会場の規約・規定に従う。
⑬	書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。(必ずJUCを介して申出をすること) <普通車> 出品店名義の場合…5万円(実費含む) その他名義の場合…10万円(実費含む) <軽自動車> 出品店名義の場合…3万円(実費含む) その他名義の場合…5万円(実費含む)  抹消書類紛失の場合は、上記の限りではない場合がある。	提携会場の規約・規定に従う。
⑭	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合(出品店起因による落札店への迷惑行為も同様)	ペナルティー3万円	提携会場の規約・規定に従う。
⑮	抵当権設定があり移転登録等が出来ない場合	・出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に抵当権設定を解除しなければならない。7日以内に解除できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に抵当権解除が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。	提携会場の規約・規定に従う。
⑯	自動車リサイクル法の引取り報告により移転登録等が出来ない場合	・出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に移転登録等ができる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。	提携会場の規約・規定に従う。
⑰	成約前の交通違反等により車検が受けられない場合	・出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に車検が受けられる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。	提携会場の規約・規定に従う。